



西表島の条例は他の島と何が違うの？

西表島では、飼い猫からイリオモテヤマネコへ伝染病がうつらないように、以前から特別なルールがあったんだ。例えば、ウイルス検査や予防接種、避妊去勢手術、マイクロチップの装着などのルールがあって、他の島の一步先を進んでいるよ。

西表島

？どこが変わるの？



現 多頭飼養の制限10頭

新 最大5匹を超えてはならない

新たに加わるもの

観光客等による持ち込みの制限

以前は10～30頭も飼育しているご家庭がありましたが、島のみなさんのご協力により、ほとんどの飼い猫の手術が済み、今では各ご家庭での飼育頭数は減ってきました。今後も、より良い飼養環境で適正に飼える頭数に制限したいと考えています。

現在、西表島では猫の伝染病がとても少ない状態です。島に猫の伝染病を持ち込まないために、観光客等による猫の持ち込みは、原則として禁止したいと考えています。

西表島における猫の適正飼養はとても進みましたが、室内外を自由に行き来している飼い猫を見かけることもあります。猫が屋外に出ると、ふん尿や家への侵入など、ご近所に迷惑をかけたり、野鳥や小動物を捕食してしまうことがあります。また、猫自身にとっても、感染症にかかったり、交通事故にあうなど様々な危険がいっぱいです。西表島も室内飼養を進めていこうと考えています。

竹富町役場YouTubeにて
住民説明会&シンポジウム
動画を公開予定

期間限定

10月5日～10月14日



条例に関するお問い合わせ先はこちら↓

竹富町役場 世界遺産推進室
sekaiisan@town.taketomi.okinawa.jp

※質問についてはメールにてお願いします。

竹富町役場YouTube
にて配信！

竹富町  飼養条例改正に向けて

住民説明会  動画 の要旨



なぜ改正が必要なのかな？

昔と比べて、今では人とペットとの繋がりも深くなり、ペットは大切な家族の一員になってきているよね。ねこ条例も前回の改正から10年以上たって、時代に合わせて変えていく必要があるんだ！

それに、イリオモテヤマネコのような特別な種だけじゃなくて、竹富町にある島々にはそれぞれに大切な自然環境や生き物たちが残っているんだ。それらを守るためにも竹富町全域で猫の飼い方を改善して、その影響を減らしていく努力をしていかなくちゃいけないんだ。

竹富町
全域

？どこが変わるの？



現 飼い猫以外へのみだりな餌やり禁止

新 屋外にいる猫へのみだりな餌やり禁止

現 ねこの登録義務と所有明示（首輪など）の努力義務

新 マイクロチップを装着して町に登録する義務

現 室内飼養・繁殖制限
継続飼養の努力義務

新 室内飼養・繁殖制限
継続飼養の義務

新たに加わるもの

屋外への逸走防止の義務

猫が適正に飼養されないことによって、島民の生活環境にも問題が生じています。そこで、猫による問題を改善してきた西表島のルールを他の島にも広げたいと考えています。ただ、それぞれの島ごとに猫に関わる環境や問題は異なるので、西表島と同じように、他の島にいきなり適用することはできないと考えており、西表島以外の島については適正飼養を推進する準備期間を設けることも検討しています。

Q&A 条例改正についてのギモンにお答えします!

Q. なぜ今、条例を改正する必要があるのですか?

2008年の条例改正の後、西表島では、飼い猫の適正飼養が進み、ノラネコがほとんどいなくなりました。
今後、西表島が世界自然遺産に登録されると、西表島だけでなく竹富町の他の島々にも沢山の観光客が訪れ、様々な問題が起こることが予想されます。



A

お弁当の残飯をノラネコに与えたり、ゴミを放置したりすると、悪臭など公衆衛生上の問題が発生。住民がゴミの片づけをしなくてはいけないことに…!
また、観光地として猫へのエサやりの横行にもつながることも。



観光客が検査や予防をしていない猫を連れてきて島内に病気を持ち込んでしまう。



こうした問題を未然に防ぐために、飼育のルールを徹底することで猫の問題を解消してきた西表島のルールを元にして、他の島でも島民と猫の安心・安全、そして快適な生活を維持できるように条例の内容を改正しようと検討しています。

Q. 登録はどこでするのですか? 登録料はかかりますか?



A 登録の手続きは役場ででき、1頭につき1000円の登録料がかかります。

西表島以外の島

西表島以外の島での今後の登録方法は検討中ですが、各島で登録会を開催するなど、ある一定期間で集中的に登録ができる機会を作ることも考えています。

西表島

登録の手続きは役場のほか、西部・東部の出張所でも可能です。

Q. なぜ繁殖制限をしなければいけないのですか?



A

猫は生後半年で出産でき、年に3~4回、1回に平均4匹を出産します。はじめは1匹だったのが1年後には数十匹になってしまうということも珍しくありません。猫はもともと群れを好む動物ではなく、多頭飼育は大きなストレスとなってしまいます。また、数が多いと健康管理が難しくなり、病気を作る原因ともなってしまいます。
さらに、繁殖制限をせず、室内飼育ができない場合、ノラネコの発生源となってしまいます。繁殖制限は適正飼養を推進するうえで必要不可欠なことと考えています。

まの知識

猫の避妊・去勢手術をすることは、繁殖数の制限だけでなく、猫にとってもメリットがあります。

発情による大きな鳴き声やマーキング行動などを防ぐことができ、発情期のストレスが軽減されます。また、卵巣や子宮の病気、乳腺腫瘍などの病気を予防することができ、健康で長生きすることができます。



Q. 竹富町で猫を飼うにはどうすればよいですか?



A マイクロチップを入れて町に登録をしてください。

西表島以外の島

現在飼っている猫も、新たに飼う猫も、マイクロチップを入れて登録する必要があります。

西表島

これまでと同様に、西表島に猫を持ち込む前にウイルス検査・予防接種などの条件をクリアした上で登録してください。

Q. マイクロチップ埋め込みの費用について補助はありますか?



A

まだ具体的には決まっていますが、マイクロチップが義務となる場合、その普及のためにも町としては補助をすることも検討しています。

Q. 島には動物病院がありません。いつまでにマイクロチップの埋め込みや手術をしないといけないのですか?



A

マイクロチップを普及するには時間がかかると考えています。動物病院に協力してもらい、各島に出張して集中的にマイクロチップ埋め込みや不妊化手術をする機会を設ける取り組みが必要と考えています。

まの知識



マイクロチップは爪楊枝くらいの太さで長さが1cmほどのチップが注射針の中に入っていて、それを猫の肩のところに注射して埋め込みます。



手術をするのでは?と不安に思う方も多いですが、痛みはほぼなく、麻酔も必要ありません。

Q. 条例に違反した場合はどうなりますか?



A

義務を守らなかった場合は
行政指導、勧告

従わないときは...

過料が発生することもあります

緊急性のある違反については、指導、勧告を経なくても、すぐに過料が発生することもあります。

例) 西表島にウイルス検査を実施していない猫を持ち込んだ など